

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
宇佐市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	本市では、行政情報や情報システムに関するセキュリティ対策を実施するにあたり平成17年度に宇佐市情報セキュリティポリシーを策定した。これに基づき、継続した情報セキュリティ研修の実施、各課の情報セキュリティ確保に関する自主点検を実施し、必要な改善措置を行っている。

評価実施機関名
大分県宇佐市

公表日
令和6年7月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	宇佐市では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、市内に居住する75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障害について広域連合の認定を受けた方を、被保険者として管理し、広域連合と協力しながら、後期高齢者医療に係る被保険者資格の管理事務、賦課・徴収事務を行う。 具体的には、 ①広域連合へ住基情報・住登外情報・所得課税情報の送付 ②広域連合より被保険者情報、住所地特例者情報の受領し登録 ③広域連合より被保険者証発行用情報を受領し、被保険者証を交付 ④広域連合より保険料情報を受領し期割計算、納付通知 ⑤広域連合へ期割計算結果を送付 ⑥口座振替や年金特別徴収(年金からの天引)などの方法により徴収 ⑦広域連合へ徴収結果を送付
③システムの名称	Acrocity後期高齢者医療保険システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)後期高齢者情報ファイル (2)後期高齢宛名情報ファイル (3)後期高齢特別徴収対象者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項の別表 第85項ならびに高齢者の医療の確保に関する法律第54条等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条の表 【照会】 項番117 【提供】 項番115
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課法務係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL 0978-27-8103 mail:soumu11_johokokai@city.usa.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部健康課国保・高齢者医療係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL 0978-27-8136 mail:kenkou12@city.usa.lg.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療保険システム(MCWELL)	Acrocity後期高齢者医療保険システム	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康課	福祉保健部 健康課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名	樋田義弘	健康課長	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0978-32-1111	0978-27-8101	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	0978-32-1111	0978-27-8136	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年7月9日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年7月9日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課行政係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 Tel 0978-27-8101 mail:soumu04@city.usa.oita.jp	総務部総務課行政係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 Tel 0978-27-8101 mail:soumu04@city.usa.lg.jp	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉保健部健康課国保・高齢者医療係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 Tel 0978-27-8136 mail:kokuho05@city.usa.oita.jp	福祉保健部健康課国保・高齢者医療係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 Tel 0978-27-8136 mail:kokuho05@city.usa.lg.jp	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	